

（宛先）松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 5 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 5 年 11 月 10 日付松監第 66 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 学習施設課	所管課等長氏名 栗原 英弥
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（４）小学校、中学校 ・消防計画作成（変更）届出書の提出について 防火管理者が変更した場合は、防火管理者選任（解任）届出書及び消防計画作成（変更）届出書を所轄の消防署長に提出する必要があるが、消防計画作成（変更）届出書の提出がされていない状況が見受けられた。提出されていない理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続を徹底されたい。 [浅海小学校]</p> <p>・「学校における漏水防止マニュアル」の遵守について 「学校における漏水防止マニュアル」において、「プール注水バルブの開閉簿」（以下「開閉簿」という。）を作成し、注水バルブ開閉日時及び開閉者の氏名を記録することとなっているが、開閉簿が作成されていない状況が見受けられた。開閉簿が作成されていない理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、漏水防止を徹底するためにも「学校における漏水防止マニュアル」に基づき適正な管理を徹底されたい。 [たちばな小学校・北条北中学校]</p> <p>・工作物及び機器等の安全点検について 学校における事故防止については、令和 3 年 5 月 25 日付け 3 施企第 4 号文部科学省等か</p>	<p>（４）小学校、中学校 ・消防計画作成（変更）届出書の提出について 当該校は、防火管理者が変更した場合、「防火管理者選任（解任）届出書」のみの提出で良い、との認識であったことから、未提出となっていました。 そこで、当該校に対し「消防計画作成（変更）届出書」を作成するよう指導し、同校が本届出書を本市消防局へ提出したことを確認しました。 なお、今回の指摘事項について、令和 5 年 11 月 1 日付 5 松（教施）第 202 号「令和 5 年度 松山市監査委員事務局による定期監査の指摘事項について」で全小中学校へ通知し、マニュアル等に基づく、学校施設の適正管理を指導しました。</p> <p>・「学校における漏水防止マニュアル」の遵守について 当該校は、学校管理者及びプール注水バルブの開閉を主に行う体育任教諭等が、「開閉簿」の作成の必要性を認識していなかったことから、未作成となっていました。 そこで、当該校に対し「学校における漏水防止マニュアル」を再確認し、マニュアルに基づき確実に業務を遂行するよう指導するとともに、「開閉簿」を作成したことを確認しました。 なお、今回の指摘事項について、令和 5 年 11 月 1 日付 5 松（教施）第 202 号「令和 5 年度 松山市監査委員事務局による定期監査の指摘事項について」で全小中学校へ通知し、マニュアル等に基づく、学校施設の適正管理を指導しました。</p> <p>・工作物及び機器等の安全点検について 当該校は、石碑等の日常的な安全点検を実</p>

らの通知「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）」において、点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を安全点検表に追加することとされている。

点検場所ごとに安全点検表が作成されていたが、石碑等が設置してある場所については作成されていなかった。石碑等の安全確認は日常的に実施しているとのことであったが、安全点検表が作成されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、倒壊や落下等による重大な事故の未然防止のためにも、把握漏れのない安全点検表の作成を徹底されたい。

[生石小学校]

むすび

「学校における漏水防止マニュアル」の遵守について

「学校における漏水防止マニュアル」については、平成 23 年度に学校プール水道水流出事故が発生した際に、再発防止に向け教育委員会が策定したもので、漏水防止管理体制や具体的なチェック及び記録方法が定められているが、一部の学校においてマニュアルに沿った運用が行われていない状況が見受けられた。

これについては、過去にも同様の指摘をしているところであるが、徹底されていないことから、所管部署においては、マニュアルの遵守を指導されたい。

施しているものの、点検表の作成を失念したことから、未作成となっていました。

そこで、当該校に対し、石碑等の点検表を作成するよう指導し、これを用いて点検していることを確認しました。

なお、今回の指摘事項について、令和 5 年 11 月 1 日付 5 松（教施）第 202 号「令和 5 年度 松山市監査委員事務局による定期監査の指摘事項について」で全小中学校へ通知し、マニュアル等に基づく、学校施設の適正管理を指導しました。

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 5 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 5 年 11 月 10 日付松監第 66 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 西口 力生
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 公民館</p> <p>・ 備品の適正管理について 備品の管理状況について抽出で調査を行ったところ、備品シールを貼付していないものが一部見受けられた。備品の管理状況について再度確認を行い、適正管理ができていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、備品の適正な管理を徹底されたい。 [桑原公民館]</p> <p>・ 記録媒体等管理台帳の適正な整備について 保有する SD カードについて記録媒体等管理台帳に記載していない状況が一部見受けられた。記録媒体等の整備状況について再度確認を行い、記録媒体等管理台帳に記載できていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、記録媒体等の適正な整備を徹底されたい。 [八坂公民館]</p> <p>むすび 記録媒体等管理台帳の適正な整備について 松山市情報システム管理運営要綱において、保有する記録媒体等について記録媒体等管理台帳を整備し、適正に管理しなければならないと定められているが、SD カードを記録媒体等管理台帳に記載していない状況が一部見受けられた。 これについては、過去にも同様の指摘をしているところであるが、徹底されていないことから、所管部署においては、適正に整備するよう指導されたい。</p>	<p>(2) 公民館</p> <p>・ 備品の適正管理について 適正管理ができていなかった理由は、公民館主事の認識誤りにより、該当備品が把握できていれば、備品シールの貼付は不要と認識していた。 改善に向けた取組として、指摘後に全 41 館の全ての備品を職員 2 名による再確認を実施し、適正管理の徹底を行った。</p> <p>・ 記録媒体等管理台帳の適正な整備について 記録媒体等管理台帳への記載漏れの理由については、公民館主事の確認不足により、平成 24 年に購入したビデオカメラに、SD カードが附属されていることを見落としていた。 改善に向けた取組として、指摘後にシステム管理課と協議し、記録媒体等管理台帳の掲載内容の再確認を行った。また、全 41 館全ての記録媒体等を職員 2 名により、台帳への記載漏れがないか確認を実施し、適正管理の徹底を行った。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 5 年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和 6 年 1 月 12 日付松監第 72 号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 保健福祉部 高齢福祉課	所管課等長氏名 高市 直樹
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>松山市軽費老人ホーム恵原荘</p> <p>・指定期間を超過したリース契約について 松山市軽費老人ホーム恵原荘の指定管理者として指定する期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日としているが、その指定期間を超過するリース契約が見受けられた。指定期間を超過して契約を行った理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続を徹底されたい。</p>	<p>松山市軽費老人ホーム恵原荘</p> <p>・指定期間を超過したリース契約について ご指摘いただいたあと、直ちに指定管理者に通知した。</p> <p>指定期間を超過したリース契約があった理由としては、指定管理者から「自動車リースについては、法人として一体的に管理し、リース期間中に車両使用がなくなった場合は契約内容の変更を行い他管理施設で使用することで柔軟な運用が可能であること、途中解約条項を契約書に盛り込んでいることから期間について車検期間（軽貨物の場合 2 年 3 期 6 年の期間）に合わせたリース期間を設定することで指定管理経費を抑えるよう努めていた」ことを聞き取った。指定管理者は、令和 5 年度末の軽費老人ホーム恵原荘の指定管理廃止に伴い、令和 6 年 4 月以降は他の事業団管理施設で使用する為、車両リース会社との間で契約書・仕様書にある車両使用場所等の変更について、令和 6 年 3 月 25 日付で覚書を取り交わし、指定管理期間内でのリース契約とした。</p> <p>なお、当該施設は令和 6 年 3 月 31 日で指定管理期間が終了する。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年1月19日付松監第74号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 都市整備部 空港港湾課	所管課等長氏名 升 本 一
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (2) 港湾管理使用料 ・ 不要な収納領収書の作成について まつやま・ほりえ海の駅「うみてらす」に設置しているコイン式のシャワー等の使用料は、市の会計員が直接コインケースの現金を回収し、払込書にて市に納付しているが、本来作成すべきではない収納領収書が作成されている状況が見受けられた。不要な収納領収書を作成した理由及び改善に向けた取組を検証し、今後においては適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について (2) 港湾管理使用料 ・ 不要な収納領収書の作成について 「うみてらす」設置のコイン式シャワーの使用料に係る収納領収書の作成につきましては、市会計員が現金徴収する他の収納業務で同領収書を作成し、領収書原符の保管を行っていることから、当該使用料の徴収においても同様に作成及び保管が必要と誤認し作成していたものでした。今回のご指摘により、同領収書が不要であると認識しましたので、改めて収納業務全般の確認を行い、作成は当該業務だけであったことを確認しました。 今後は、当該業務での不要な収納領収書の作成を取りやめ、適正な会計事務に努めます。</p>

令和 6 年 3 月 8 日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年1月19日付松監第74号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 都市整備部 公園緑地課	所管課等長氏名 川 口 征 英
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (2) 公園緑地総務使用料 ・使用料の納入時期について 都市公園占用料及び都市公園使用料の納入時期は、松山市都市公園条例施行規則により、都市公園の使用の許可の際徴収することとされているが、実施するイベント等が雨天中止となる事情等から実施後に納入を依頼し、適正な時期に納入されていないものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>1 収入事務について (2) 公園緑地総務使用料 ・使用料の納入時期について 都市公園占用料及び都市公園使用料については許可の際に納入の通知をしており、イベント等が雨天中止となった場合の返金手続等市民負担を軽減するため、実施後に納入するよう依頼していたが、許可から実施までの期間が空く場合に納入が遅くなることがあった。令和6年1月以降、通知から20日を納付期限とし、事務マニュアルも改正して課内の情報共有及び確認体制の強化を図った。今後も適切な事務手続きの徹底に努める。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年1月19日付松監第74号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 都市整備部 建築指導課	所管課等長氏名 山下 勝 義
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (1) 建築指導手数料 1) 建築指導手数料</p> <p>・申請書等の確認について 申請手数料の取扱いについては、建築指導課窓口にて申請者又は申請代理人から申請書を受け付け、調定書を作成し相手方に内容を確認した後で納付書を手渡すが、申請書に記載された申請者の氏名と異なる氏名で発行されているものが見受けられた。申請者の氏名と異なる氏名で発行してしまった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>1 収入事務について (1) 建築指導手数料 1) 建築指導手数料</p> <p>・申請書等の確認について 窓口で申請代理人から提出された申請書を、審査担当職員が必要書類の添付や認定基準への適合等を確認した後、総務担当職員が申請書に記載された申請者氏名で納付書を作成して申請代理人に交付し、即日納付されたことを確認しました。</p> <p>翌日、審査担当職員が申請書類を精査した際、申請書と添付図書で申請者氏名が異なっていたことから、申請代理人に連絡して確認したところ、申請書が誤記であることが判明し、同日、申請書の申請者氏名を訂正しました。</p> <p>しかし、申請手数料の納付書は、申請時に申請書に記載されたとおりの申請者氏名で作成され、納付済みであったことから、審査担当職員は領収書の申請者氏名の訂正の必要があるとは考えておらず、申請代理人からも領収書の申請者氏名の訂正の申出がなかったため、申請書の氏名が調定書と異なる状態になりました。</p> <p>監査委員から指摘を受け、申請代理人に連絡し、領収書の申請者氏名の訂正について確認したところ、可能であれば訂正してほしいとの希望があったため、松山市財務会計規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、領収書の申請者氏名を訂正しました。</p> <p>今後は、申請書の受付時に申請書と添付図書の氏名や住所の整合を確認することや、審査担当職員と総務担当職員の情報共有を密にするなど、適正な事務手続きの執行に努めます。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>指摘8【公有財産の実物調査について】</p> <p>松山市においては、平成 22 年度の包括外部監査『公有財産及び物品の管理運営に関する事務の執行について』の 22 ページで、『公有財産についても現物の確認を行い、実態と台帳が乖離していないかの調査を毎年度行うなどの対処が必要であるとする。単年度で全ての公有財産現物の利用状況を確認することが現実的に困難であれば、年度ごとに範囲を定めてローテーションによる照合作業を行う等の措置も考えられる。』との指摘がなされている。この指摘に対して、市は指摘に対する措置状況一覧において『今後については、備品のように毎年すべての利用状況を確認することは、現実的には困難であるが、用地課への登記依頼の確認や資産税課の登録情報などの関係各課の情報確認、及び定期的に施設所管課に実態と台帳の整合性について確認作業の依頼を行っていく。』と言った措置内容を公表している。</p> <p>平成 23 年3月の実物調査は包括外部監査の指摘に対する対応であり、平成 28 年度は固定資産台帳整備に伴う確認作業に過ぎない。これらは措置状況一覧で公表しているところの「定期的に施設所管課に実態と台帳の整合性について確認作業の依頼を行っていく」には該当してないと思われる。また、定期的に実態と台帳の整合性について確認を行う制度の整備も十分とは言えない。これでは指摘に対する措置内容に記載された措置が十分に行われているとはとても言えない状態であると言わざるを得ない。よって公有財産について定期的に実態と台帳の整合性について確認作業とその制度化について再度検討が必要であるとする。</p>	<p>指摘8【公有財産の実物調査について】</p> <p>公有財産は全庁から閲覧できる場所に財産のデータを掲示するとともに、毎年、施設所管課に実態と公有財産台帳の整合性の確認を依頼し、結果を報告させていたが、登録漏れがあったことから、実態と台帳との整合性の確認作業を行うために、令和5年度から実物調査を下記方法で実施することとした。</p> <p>調査方法は、毎年度2部局ずつを対象に、部局ごとの土地・建物台帳データから調査対象とする財産を管財課で抽出。まず、管財課が単独で現地を確認し、疑義があるものについては、必要に応じて施設所管課立会いのもと再度現地確認を行う(5年度間で全部局を調査予定)。</p> <p>調査で問題ありと判断された財産は、施設所管課に対し問題点及び改善点を文書で指摘し、対応を指示。施設所管課から財産台帳の登載変更通知書等を受領後、台帳を実態に則した正しい内容に修正する。</p> <p>今後も松山市財務会計規則等に沿った適正な公有財産の管理に努める。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘②)財務会計規則第 301 条の管財課長との協議のあり方の検討</p> <p>財務会計規則第 301 条では、行政財産とする目的で土地を取得しようとするときは、「管財課長に協議しなければならない」とされており、各課が起案する財産の取得にかかる起案文書に管財課長の合議を受けることをもって協議としている。</p> <p>しかし、監査対象の案件「(ii)平井保育園・浮穴保育園」については所管課の認識不足、「(iii)松山広域都市計画道路事業3・2・60号松山駅北東西線整備事業用地」については、市道用地取得のケースと同様に考え、合議を受けていなかった。</p> <p>財務会計規則第 301 条において土地を取得しようとするときに「管財課長に協議しなければならない」とされている趣旨は、管財課が事前に情報を得ることで、公有財産の管理や公有財産台帳の作成を適切に行うための事前情報入手すること、所管課に対して必要に応じて土地や建物の取得等の助言を行うことにある。</p> <p>そのため、基本的には、公有財産の適切な管理の面からは「管財課長に協議しなければならない」点は遵守されるべきと考えられる。その一方で、所管課と管財課との間で情報が共有されている点が重要であり、事前の報告などで情報が十分に共有されている場合は、合議を受けるという意味での協議が行われなかったとしても問題はないと考えられる面もある。</p> <p>そこで、まず、どのような行為が第 301 条の協議にあたるのか(決裁の合議だけなのか、事前の報告も含まれるのかなど)を改めて規則の趣旨を鑑みて整理、検討する必要があると考えられる。その上で協議の必要なケースと不要なケースについて明確にすることが望ましい。</p>	<p>(指摘②)財務会計規則第 301 条の管財課長との協議のあり方の検討</p> <p>財務会計規則第 301 条に定める管財課長への協議について、起案文書の合議の徹底を全庁に通知した。</p> <p>また、公有財産に関する事務の取り扱いの要点をまとめた簡易なマニュアルを作成し、協議の必要性を各課等に説明するとともに、協議が必要なケースと不要なケースを明確にし、規則で定める手続きの遵守を周知した。</p> <p>今後も地方自治法及び財務会計規則に沿った適正な処理に努める。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘4) 公有財産台帳への登録漏れ</p> <p>公共施設マネジメント推進委員会に提出されている「未利用地一覧」に記載のある土地について、公有財産台帳への登録状況の確認を行ったところ、旧浅海分団3部(味栗)消防ポンプ蔵置所用地について、公有財産台帳への登録漏れが判明した。</p> <p>旧北条市時代から公有財産台帳への記載が漏れていたもので、実態と台帳が整合していない状況は問題であり、今後定期的に担当課へ現物の確認を行い、実態と台帳が乖離していないかの調査をするなど対処すべきである。</p>	<p>(指摘4) 公有財産台帳への登録漏れ</p> <p>登録漏れのあった旧浅海分団3部(味栗)消防ポンプ蔵置所用地は、令和3年度に財産台帳の登載通知書を施設所管課から提出させ、公有財産台帳への登録を行った。</p> <p>これまでは、公有財産のデータを全庁から閲覧できる場所に掲示するとともに、毎年、施設所管課に実態と公有財産台帳の整合性の確認を依頼し、結果を報告させていたが、本件のような登録漏れがあり、指摘を受け実態と台帳との整合性の確認作業を行うために、令和5年度から実物調査を下記方法で実施することとした。</p> <p>調査方法は、毎年度2部局ずつを対象に、部局ごとの土地・建物台帳データから調査対象とする財産を管財課で抽出。まず、管財課が単独で現地を確認し、疑義があるものについては、必要に応じて施設所管課立会いのもと再度現地確認を行う(5年度間で全部局を調査予定)。</p> <p>調査で問題ありと判断された財産は、施設所管課に対し問題点及び改善点を文書で指摘し、対応を指示。施設所管課から財産台帳の登載変更通知書等を受領後、台帳を実態に則した正しい内容に修正する。</p> <p>今後も松山市財務会計規則等に沿った適正な公有財産の管理に努める。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘⑤)未利用地一覧表への記載漏れ</p> <p>令和3年5月に実施された未利用地調査の際に所管課から管財課に提出された調査票に記載されなかった土地が5件発見された。このことから、所管課において未利用地ではないとの判断に誤りがないことを組織的に担保するための仕組みが不十分であったと考えられ、未利用地に関する調査の方法について改善が必要であると考えられる。</p> <p>この点、調査する際の調査方法に未利用地の定義を記載することで、未利用地か否かの判断基準をより明確にすることが対応策の一つとなると考える。</p> <p>参考として、鳥取県では未利用地について下記のとおり定義している。</p> <ul style="list-style-type: none">・既に未利用の状態になっており、将来にわたって利用の予定がない財産。・事業用地として取得した財産のうち、現に未着工の状態、将来にわたって着工見込みのない財産。 <p>(鳥取県(平成 28 年 11 月)「第3回県有施設・資産有効活用戦略会議資料」P.1)</p>	<p>(指摘⑤)未利用地一覧表への記載漏れ</p> <p>中核市を調査したところ、各市の定義は、行政目的の喪失、貸し付けていない、利用困難な急傾斜地等の除外など様々であったため、各市の基準等を参考に本市で未利用財産として扱う公有財産の定義を作成した。</p> <p>今後の調査では、未利用財産の定義を記載し判断基準を明確にすることで、未利用財産の組織的な判断を担保していく。</p> <p>また、この定義に基づき所管課から通知された未利用地は、現在の状況等を精査し一覧表にまとめることとした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p data-bbox="229 452 699 488">(指摘⑥) 公有財産の評価替えについて</p> <p data-bbox="229 524 786 629">公有財産について、時価への評価替えは平成 25 年度に1度実施されただけで、その後の3年ごとの評価替えは実施されていない。</p> <p data-bbox="229 633 786 882">このため、現状では規則に反する状態となっている。もし実務的に3年ごとの評価が難しいということであれば、規則を改正すべきであり、事実その検討は行われているようだが、いまだ改正には至っていない。規則の改正も行わず、規則違反状態を継続している現状は問題あると言わざるを得ない。</p> <p data-bbox="229 887 786 956">早急に規則の遵守若しくは規則の改正を行うべきである。</p>	<p data-bbox="813 452 1283 488">(指摘⑥) 公有財産の評価替えについて</p> <p data-bbox="813 524 1372 629">公有財産は、使用料の算出や売却など目的や必要性に応じて、固定資産仮評価や不動産鑑定士による評価を行っている。</p> <p data-bbox="813 633 1372 775">中核市の状況を調査したところ、半数以上の市で規則に評価や改定の規定がなく、公会計による固定資産台帳でも取得価格等を記載し再評価は行っていない。</p> <p data-bbox="813 779 1372 956">評価替えには、システム改修等の負担が生じるが、全ての公有財産を3年ごとに評価替えする必要がないことから、令和5年4月1日付の財務会計規則改正で評価替えの規定を削除することとした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘⑦)未利用財産の検討対象について</p> <p>利用可能性の低い公有財産については、審査対象から外されているということだが、その除外過程が不明瞭である。</p> <p>除外するにしても、そのためのルールを策定するか、または、審議にかけ検証過程を残すべきである。そうでなければ除外するのかもしれないかの判断が担当者に委ねられることになり、不合理であり客観性を欠くことになる。</p>	<p>(指摘⑦)未利用財産の検討対象について</p> <p>審査の検討対象を客観的な基準で選定するため、面積の規模や一定の評価額による基準を設定した。</p> <p>また、審査の対象外となった未利用地や普通財産については、現在の状況等を記載した一覧表としてまとめ、審査会や庁内で情報を提供していくこととした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 No.6)ポンプ場維持管理費の集計漏れについて</p> <p>松山市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)の「2. 今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み」に今後 10 年間の維持管理・修繕に要する支出見込み額を表形式で記載している。</p> <p>この維持管理・修繕に要する当該支出見込み額について、毎年度総務省から照会のある「地方財政状況調査(決算統計)」の作成作業の際の分析データ等を用いて試算していることを担当者に確認したが、河川に係る当該支出見込み額として考慮すべき下記ポンプ場運転管理事業が決算統計の分析では「普通建設事業費」とされていたため、集計漏れが生じ、今後 10 年間の維持管理・修繕費が 230,642 千円過小に算定されていた。結果として、長寿命化対策後の効果額が 230,642 千円過大となっており、これを修正する必要がある。</p>	<p>ポンプ場維持管理費の見込額を精査し、松山市公共施設等総合管理計画中「2. 今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みー公共施設(一般会計)ー維持管理・修繕の額」を以下のとおり修正した(令和 5 年 5 月計画改訂済)。</p> <p>修正前 7,246 百万円 修正後 7,483 百万円</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘5)耐用年数経過時に単純更新した場合の金額等の算出方法の適正化</p> <p>松山市公共施設等総合管理計画(本編)第5章「2. 今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み」に耐用年数経過時に単純更新した場合の数値を表形式で記載している。この点、下記 2 点を修正する必要があることが発見された。</p> <p>①主に道路橋梁に関する維持管理・修繕と改修の見積もり方法と想定される支出との間に比較的大きな差異があったため、見積もり方法を変更する必要がある。</p> <p>②市道について、長寿命化の対象は幹線道路であるが、単純更新した場合の費用に生活道路も含めたことで、単純更新に要する費用が過大に算出され、長寿命化対策の効果額が実態と大きく乖離している。そのため、計画上の比較対象の諸条件を整理し、「耐用年数経過時に単純更新した場合」の費用を修正する必要がある。</p>	<p>①耐用年数経過時の更新という形式的な見積りではなく、点検結果や修繕の実績等を考慮するなど、実態に則した見積り方法に修正した。</p> <p>②「耐用年数経過時に単純更新した場合」の費用から生活道路分を除き、松山市公共施設等総合管理計画の費用を修正した。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘7)市管理橋梁の点検漏れ</p> <p>一般財団法人日本みち研究所が Web 上で公開している「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」を監査人にてサンプルベースで閲覧したところ、市道間に架橋された道路橋の一部に、国土交通省、県、市等のいずれも関与していない橋を2件発見した。</p> <p>①真情大橋(まごころおおはし) 平成2年7月設置</p> <p>②二反地橋(にたんぢはし) 平成2年7月設置</p> <p>いずれの橋も、橋梁設置者である愛媛県から松山市へ管理が移管され、橋梁台帳は作成されていたが、市において点検対象橋梁の一覧表へ登載がされていなかった。いずれの橋も、地域住民の生活道路として交通量が多く、点検を失念したまま放置することは安全上問題があるため、これらの点検を速やかに実施することが必要である。</p>	<p>指摘のあった『真情大橋』、『二反地橋』については、橋梁台帳は作成されているものの、点検橋梁の一覧表から漏れており点検が未実施であった。</p> <p>一覧表への登載漏れの原因としては、橋梁台帳への追加時に係間での情報共有がなされて無かったことが考えられる。</p> <p>今後は橋梁台帳に新規追加する場合は、受付・台帳登録の作業を行う段階で、点検一覧表への追加のチェック項目を設けて決裁を行い、確実な引継ぎが行えるよう事務手続きを徹底させる。</p> <p>監査中の指摘を受けて、令和4年12月に職員の目視による点検を行い、緊急を要するような損傷や劣化が確認されなかったことから、日常のパトロールで重点的に観察を続けた。</p> <p>なお該当の2橋については、令和5年度に定期点検業務委託を発注し、令和5年12月点検を行った。</p> <p>点検結果については、真情大橋、二反地橋の2橋とも予防保全段階である判定区分Ⅱであった。</p> <p>これらの点検結果を受けて、引続き適正な維持管理を行っていく。</p>